

令和5年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和5年12月8日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和5年12月8日 午後2時50分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	欠	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	市民課長	
	副市長	早瀬宏範	健康づくり課長	小笠原啓介
	教育長	杉崎士郎	統括保健師	
	行政経営部長	永江松吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三根竹久	福祉課長	山口貴行
	市民福祉部長	小池和彦	農業政策課長	
	産業振興部長	井上章	茶業振興課長	森尚広
	建設部長	井上元昭	観光商工課長	
	教育部長	山本伸也	建設課長兼 農林整備課長	馬場敏和
	観光戦略統括監		新幹線・まちづくり課長	馬場孝宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	松尾憲造
	財政課長	中村忠太郎	教育総務課長	武藤清子
	税務課長	山口晃樹	学校教育課長	
	企画政策課長	松本龍伸	会計管理者兼 会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長	三根伸二	農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推進課長		代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井八重美		

## 令和5年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和5年12月8日（金）

本会議第2日目

午前10時 開議

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第67号 | 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第2 | 議案第68号 | 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）                                      |
| 日程第3 | 議案第69号 | 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第4 | 議案第70号 | 嬉野市教育委員会教育長の任命について   |
| 日程第5 | 議案第71号 | 嬉野市教育委員会委員の任命について  |
| 日程第6 | 議案質疑   |  |
|      | 議案第47号 | 嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について                           |
|      | 議案第48号 | 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について                  |
|      | 議案第49号 | 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について                           |
|      | 議案第50号 | 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
|      | 議案第51号 | 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について                   |
|      | 議案第52号 | 嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について                   |
|      | 議案第53号 | 指定管理者の指定について   |
|      | 議案第54号 | 指定管理者の指定について   |
|      | 議案第55号 | 指定管理者の指定について   |
|      | 議案第56号 | 指定管理者の指定について   |
|      | 議案第57号 | 市道路線の認定について  |
|      | 議案第58号 | 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）                                      |
|      | 議案第59号 | 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                |
|      | 議案第60号 | 令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                               |
|      | 議案第61号 | 令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）              |
|      | 議案第62号 | 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）                                   |
|      | 議案第63号 | 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について                                    |

- 議案第64号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第65号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第66号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第68号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）  
議案第69号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第70号 嬉野市教育委員会教育長の任命について  
議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命について

---

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は、議席番号6番、諸上栄大議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

日程第1に入ります前に、執行部のほうから議案資料等の修正の依頼がっておりますので、発言を許可いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

皆さんおはようございます。私のほうから、さきに提出しておりました議案資料の訂正をお願いしたいと思います。

令和5年度12月補正予算、主要な事業の説明書でございますが、その中の5ページ、事業名が地域生活支援事業（日中一時支援）でございますが、そのページの左下のほうにあります欄で、5、その他の参考となる事項のところに記載しております補正財源内訳のところに一般財源の記載が漏れておりましたので、別紙のとおり追記をさせていただきまして、訂正書のように訂正をさせていただきたいと思っております。度々の訂正で誠に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日、市長から議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についての5議案が追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 議案第67号から日程第5. 議案第71号について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

おはようございます。

本日、今定例会に追加上程をお願いいたしました議案について、御説明を申し上げます。提出案件は、条例の一部改正1件、補正予算2件、人事案件2件の、合わせて5件でございます。

まず、議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間の保険税を免除するため、所定の改正を行うものです。

次に、議案第68号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出にそれぞれ1億8,492万円を追加し、補正後の予算総額を、212億9,760万7,000円とするものであります。

去る11月29日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の裏づけとなる国の令和5年度補正予算が成立し、「重点支援地方交付金」について、低所得世帯支援枠が追加的に拡大されたため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)支給事業」に1億8,010万円の増額補正を行うものでございます。

本年夏以降、1世帯当たり3万円の給付を行ってまいりましたが、今回7万円を追加することで、1世帯当たり合計10万円の支援となり、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が、必要な支援を可及的速やかに受けられるように措置するものでございます。

そのほか、12月議会初日に塩田庁舎3階会議室の空調設備が故障し、厳冬期を迎える前に改修を行うための庁舎改修費用といたしまして477万6,000円、また、先に述べましたように、嬉野市国民健康保険税条例において産前産後期間の保険税が免除されることとなり、免除分相当額が国、県より補助されることとなったため、国民健康保険特別会計への繰出金に4万4,000円を計上しております。

続きまして、議案第69号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出にそれぞれ267万9,000円を追加し、補正後の予算総額を37億833万7,000円とするものであります。

こちらは、産前産後期間の保険税免除に伴い、システム改修が必要となったため、一般会計から支出している杵藤広域電算センターへの負担金の財源として、他会計繰出金に267万9,000円を計上しております。

次に、議案第70号 嬉野市教育委員会教育長の任命については、杉崎士郎教育長の任期が令和6年2月16日をもちまして満了となりますので、引き続き同氏を教育長として任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

御同意いただければ、任期は令和9年2月16日までの3年間となります。

次に、議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についてでございます。

嬉野市教育委員会委員の任期が令和6年2月16日で満了となるため、今回新たに中島構治氏を教育委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

御同意いただければ、任期は令和6年2月17日から令和10年2月16日までの4年間となります。

以上で議案の概要説明を終わらせていただきます。詳細は担当部課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重な審議をお願い申し上げます。

#### ○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についての5議案につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第67号から議案第71号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時7分 休憩

午前10時26分 再開

#### ○議長（辻 浩一君）

再開いたします。

日程第6．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

なお、議案第67号から議案第71号については、通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑といたします。これも同様に質疑は3回を超えることはできません。御注意ください。

それでは議案第47号 嬉野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてから、議案第54号 指定管理者の指定についてまでの8件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第47号から議案第54号までの質疑を終わります。

次に、議案第55号 指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第55号についての発言を許可いたします。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、議案第55号 指定管理者の指定についてということで質問をさせていただきます。

議案第55号の指定管理についてということで、嬉野総合運動公園等を指定管理ということで今までもやってきたわけですが、これが今回再度ということが出てきておるわけですが、まず、頂きました資料の23ページに募集及び選定の経過ということで載っております。その経過を見てみますと、1回目の公募ということで募集してあるわけですが、1回目では応募者なしということでございます。それで、再度公募をして1社の応募があったという内容でございます。そういうことで、なぜ1回目で応募がなかったのか。

2点目として、1回目と2回目で応募規定等の変更について行ったのか、それでようやく応募者があったのか、そこら辺についてのまず詳細をお聞きしたいと思います。

全体で3回ということですので、続けて質問させていただきますけど、議案資料の25の今度は総評ということについてでございますが、自主事業の実施計画ということが56%という、皆さん方の点数といたしますか、60%までも行っていないという状況なんですね。

そういう中で、施設管理、あるいは運営を指定管理者で行う場合のメリットといたしまして、やはり自治体が公で運営するよりも、指定管理者にして民間の管理者ということで、それまでの経験とか、あるいはアイデア、民間ならではのやり方というものを駆使しながら、その施設を有効に管理運営していく。そのことによって、その施設がそういう事業を行うことにより施設の利用促進、あるいは健全な管理運営が行えるというのが指定管理のメリットだろうというふうに思うわけですが、この56%と低い点数、これを上げるために、自治体、市として今後どういうふうな話し合いというものを持たれていくのかどうなのか、その点についての考え方というもの、この3点についてまずお聞きをいたしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

新幹線・まちづくり課長。

**○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）**

お答えいたします。

まず、なぜ1回目に応募がなかったのかということですが、こちらについては、その当時はちょっと分からなかったわけですが、その後、現管理者の方にヒアリングを行いました。その中で言われたのが、やっぱり近年の物価上昇、そして人件費、こちらによる経費が非常に増加をしているということで、今設定してある基準価格では非常に厳しいということで今回応募はされなかったというふうにお伺いしております。

この基準価格につきましては、私ども令和元年から4年度の実績を基に算定をしたところで公募をかけておりました。1回目の公募、8月1日以降に、8月18日に佐賀県の労働局が

発表しました最低賃金、こちらのほうがかなり大幅に上がったということで、そういうのが原因で応募はされなかったということです。

今回、応募規定の変更につきましては、その最低賃金が約5.5%上がりましたので、その5.5%を加味した形で算定をいたしまして、再度、指定管理者の選定委員会をかけまして承認をいただきましたので、今回再公募という形で1社応募をしていただいたということでございます。

また、その審査の中で実施事業の56%という、確かに60%未満ということでございます。これにつきましては、これまでコロナ禍でなかなか事業ができなかったということもあって、どういった形で持っていけばいいのか、ノウハウが少し、ちょっと足らなかったかなというふうな部分もあります。ただ、今現在ずっといろいろな事業ができるようになっておりますし、全国的にも活動が活発になってきております。そういった中で、我々、基本協定書を結びまして、その後、年度協定のほうも結ぶわけでございます。そういった中で、その会議の場でいろいろなお話をさせていただきながら、例えば、事業所でもいろいろアイデアを出して活動するというような報告もありますが、例えば、参加料をもう少し上げたりとか、そういった工夫をしたりとか、県内だけじゃなくて全国的にもいろいろな事業がございますので、そういったものをちょっと拾い出して、こちらの公園のほうでできるものがないかというものは協議をしてまいりたいと思います。

また、月1回、市と現管理者のところで、報告会とかそういうようなものをしておりますので、そういう場でもお話をし、自主事業の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

上の公園遊具とか等については非常に充実していて、休日等においては、お子さん連れあたりが非常にたくさん利用をいただいている、非常にいいところだなというふうに私は思います。

そういう中で、体育施設等において、野球場、サッカー場、テニスコート、いろいろあるわけなんですけど、先ほどのあれでいくと、要するに最低賃金が上がったということで現管理者の方が応募をしなかったと。それで話し合いをやってということだろうと思います。それで、そこら辺を上げて再度というふうなことだろうと思いますけれども、そういう中で、まず、次の要綱のほうになるんですが、市内の事業者というふうにあるんですね。あそこの施設そのものを考えた場合に、指定管理で行うというときに、市内というのを果たして限定したほうがいいのか、それとももう少し幅を広げて、県内、あるいは九州管内とか、そういったい



ろんなそういう施設を運営されている企業ですとか、そういったところへ、もっともってあそこを有効的に利用してやっていくためには、そういう考え方があっていいんじゃないかなという気がするんですが、管理者と話をしていく中にね、こういうことをイベントやっていきたいけれども、ちょっとあそこじゃどうだとか、話あると思うんですよ。そういう中で、そもそも管理者自体を市内の事業者に限ってやるんじゃないなくて、もっと大きな範囲の中でやったほうがよかったんじゃないかなという気がいたしますが、その点いかがですか。そういう話合いというのをなされたのか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今回、市内に限定して行ったわけですが、今現在働いていらっしゃる方々はほぼ市内の方でございまして、管理運営とか、そういうものも——自主事業がちょっと低かったわけですが、管理運営としては非常に優れたものを持っていらっしゃる、自分たちで工夫して管理をされているということもあって、そういうところも評価をしたところで、市内のという形で今回やったわけです。

ただ、議員がおっしゃるように、確かに幅を広げれば、またさらにいろんなアイデア等、そういうものも出てくるかと思っておりますので、そこは今後、取りあえず今回5年間していただいて、その後のことについては、現管理者も含めたところで、市の庁舎のほうでも検討はしてまいりたいというふうに考えております。ただ、何も検討しなかったわけではございません。そういった管理としても、さっきも言ったようにプラスになる部分も非常に大きかったというところで、今回、市内のほうに限定をしています。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

語弊があったらあれですけど、私は今、管理ができていないからということを行っているんじゃないので。今一生懸命本当にやっていただいております、管理者の方にはですね。ただ、あそこの施設そのものが、サッカー場があり、野球場がありという中で、それでドームのあれがありというそういう施設なんですよ。ここら辺を今後考えた場合に、やはりもっともって嬉野がそういう施設を有効的に利用しながら、民間のノウハウを利用しながらやっていくためにはね、一つ考えていってもいいんじゃないかなと。それは、今働いていらっしゃる方、その人たちの雇用ということもありますので、それはそこで新たな管理者の方との話合いということをやっただけであればいいわけですし、そこら辺は今の管理そのものがどう

かではなくて、考え方として嬉野市のみゆき公園という、総合運動公園というのを、もっともっとやっていくべきだろうと私は思います。

そういう中で、施設の整備等においても、例えばみゆき球場ならナイター設備がないとかあるわけですよね。サッカー場にしろ何にしろ、もう少し有効的な整備をやれば、テニスコートなんかはかなり傷んできているわけなんですよね。だから、そこら辺の、整備等を考えながら、やはり今後の方向性というものをしっかりと持って行っていただきたいというふうに思いますけど、市長最後いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私としても、こうしたインター直結の競技場であり、様々な種目が可能であり、大規模な大会もある程度の競技で可能であるという立地条件を生かしていく上で、幅広い範囲において公募をかけていくのがいいのかなというふうに思っております。

私も、そういったことで、例えば大手のスポーツ用品を製造しているメーカーさんであったりとか、また、そういったスポーツジムの運営等にも実績のある事業者さんとも少し話したときにおっしゃられたのが、一括してあれだけの規模を運営する実績は会社としては持ち合わせていないというふうにも言われてはおりました。県内でもそういった実績のあるところでは、やっぱり体育館なら体育館だけとか、そういったところで聞いておりますので、今後そういった発注といいますか、公募をかけるに当たっても、そういった点も整理する必要があるかというふうに思っておりますので、議決いただければ、次の5年間、運営をいただく皆さんにも、私どももいろいろと情報提供をしながら、よりよい施設づくりを目指して、こういったことは検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第56号について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私は、議案第56号 指定管理者の指定について、道の駅「うれしの まるく」について質問をさせていただきます。

まず、1回目の質問といたしましては、今回、指定管理の管理者として株式会社ビープラスさんが指定されるわけなんですけれども、まず、この公募に関して、全国規模で行われましたでしょうか。

それと、2問目に、頂いた資料の中で、団体の経営方針に嬉野らしい価値を生み出す場とありましたが、具体的な提案は何だったのでしょうか。

3問目、収支予算書の中で、賃貸料として車1台とありましたが、さきに市が購入された電気自動車は指定管理者が使用しますでしょうか。

それと4問目に、現在使用している市の備品は継続使用なんだろうかとということも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

増田議員、4番目は通告していますか、今の4番目。

○11番（増田朝子君）続

通告はしていませんけど、この資料の中から、資料をもらってからのあれなので。

○議長（辻 浩一君）

うん、はい。

○11番（増田朝子君）続

それと、自主事業収入増加に向けた戦略とありますが、自主事業予算書の中でも提示がなかったんですけど、それは何ででしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、公募は全国規模で行われたかということですが、道の駅等の指定管理者募集要項に基づいて募集をかけておりますが、この中では募集エリアの制限はかけておりません。

それと、嬉野らしい新たな価値を生み出す場ということで、この文言の意味ということですが、こちらにも表記をしてありますが、イベント企画、プロモーション、商品開発など多岐にわたりますということで、いろいろなものを使って嬉野らしさの価値を生み出していきたいというふうに言われております。特に地元の事業所さんとの商品開発、こちらについては、ぜひ何か作って、創り出していきたいということでお話をいただいております。

また、3番目の電気自動車の件ですが、現段階におきましては電気自動車とは別に、指定管理者が業務に必要な車両を別に貸借するための費用を計上しております。電気自動車につきましては市のほうで使用をするというふうな予定ではありますが、今後、うちの今直営でやっている分で道の駅会議でありますとか、そういったいろいろ会議等にも出席をしていただく回数が増えてまいりますので、今後、年度協定を結ぶ際にも、事業所と協議をいたしまして、やっぱり必要であるということであれば貸借をするような形で考えてもいいのではないかと考えております。

あと、備品についてはそのまま継続して使用をしていただくということになります。

あともう一つ、自主事業の——すみません、自主事業の何やったですかね……

○議長（辻 浩一君）

もう一回質問してください。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

自主事業で3か年の収支計画が出されているんですけども、自主事業の予算書の中でもちょっとずっと、本当は3か年の計画の中で実施事業もずっと変わっていくのかなと思うんですけど、同じような数字と内容だったので、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

今回初めての事業開始というふうになりますので、まずはこういう形で、1年目の形で、それを引き継いで運営をしていくというふうな話ではあります。相手さんも事業拡大というものは常に考えているということはおっしゃってありますので、この様式としては、事業計画書としては3年同じ金額ではございますが、先ほども申しましたように、年度協定等も結ぶ際に十分協議をしながら、もうかるといいますか、収益を上げる方法とか、そういうものを十分協議をしていきたいというふうにお考えしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

2回目の質問をさせていただきます。先ほど、公募に関しては縛りをかけていないということです。前回の道の駅「うれしの まるく」の指定管理のときには2社の応募があったと思いますけれども、今回は1社ということではちょっと残念に思いました。

そして、今回この資料とかを見させていただいたときに、先ほどみゆき公園の指定管理も今質問がありましたけれども、指定管理するというメリットが、予算書の中では3年間の予算額も変わらなかったもので、そこら辺がちょっと感じられなかったんですけども、その実施事業のことについてもですね。その辺は、担当課の方としてはどんなふうに管理者の方と今後進めていこうと思っていられるのかということ、あと、資料の中でも、株式会社まちづくり嬉野は民間事業の運営を行う企業として連携して駅前の一体的な管理運営に当たるとありますが、そういういろんな団体とのどのような連携を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

実施事業の件につきましては先ほども申しましたように、まだ1年目ということもあって、今回はこういう形で上げられております。ただ、今後そういった協議の場というものは常にございますし、事業計画の変更のほうもガイドラインのほうでうたっておりますので、そういった協議をした中で、どんどん事業の拡大という形での変更をやっていただくようお願いはしていこうというふうに考えております。

それと、まちづくり嬉野との連携ということですが、今現在も施設が非常に隣接をしておりますので、一体的なイベントとか、そういうものも今でもやっておられますけど、そういった一体的な連携を図りながら、あそこ場でイベント等をやっていきたいというふうなことでお話を伺ったところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

3回目の質問をさせていただきます。現在のところ市直営で業務委託をされていらっしゃるけれども、その中で植栽関係とかの業務に関しては、まちづくりの5社の中で佐賀の事業所を通してされていらっしゃると思いますけれども、今後、造園業者とか、ほかのこともですけど、地元の業者があるところはそういうふうにしていてもらいたいんですけれども、そのことはいかがでしょうか。

あと、今回指定管理ということですけども、指定管理にするメリットというか、そこら辺をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

植栽等の管理等々について地元企業へのということで、それにつきましては、こちらのほうとしても極力地元企業、事業者さんを使っていただくようにということでお話も受けておりますし、こちらからも、また再度お願いはしていくというふうに考えております。

あと、指定管理者のメリットというのは、民間のノウハウを十分に活用して、やっぱりどうしても市のほうではいろんな縛りがあるわけですが、そういうものがやっぱり民間主導になりますとかなり幅広く動けるような事業、指定管理になればなっていくわけですので、そういう幅広いノウハウを、この道の駅のほうに十分生かしていただくというふうなことで、そう生かしていけば、その事業者さんももうかる、収入のほうも上がりますし、収入が上がれば指定管理料のほうも幾らかこちらのほうに戻していただけるというようなことも可能で

はないかというふうなところで、メリットはそういうところかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○議長（辻 浩一君）

今の通告の中で、4番目のところでいきなり内容について聞かれましたけれども、1、2、3を聞きよって、その中で資料の説明が必要だったらいんですけど、1回目はやはり通告どおりによろしく願います。

続きまして、水山洋輔議員。

#### ○1番（水山洋輔君）

それでは、私も同様に議案第56号 指定管理の指定について、道の駅の指定管理の件につきまして質問をさせていただきます。全体で通告を出しています8点につきまして、まずは質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、指定管理候補者の株式会社ビープラスさんが提出されております事業計画書におきまして、まちづくり嬉野さんとの関係性が示されておりますが、このまちづくり嬉野さんの一員としてのビープラスの実績というものを伺いたします。

2番目に、収支予算書にて自主事業の収入が95万4,000円と示されていますが、別表の自主事業予算書においては、合計金額は127万4,000円と示されております。この金額の違いについて伺いたします。

3点目につきましては、収支予算書の利用収入について、EV車の充電器の利用収入というものが含まれているのか、お尋ねします。

4点目につきましては、収入予算書のその他の収入について、イベント受注2件というふうに明記されておりますが、この2件とは発注者が別にあるイベントを行うということで理解していいのか、お尋ねします。

続きまして、5点目は、収支予算書の支出、委託料についてですけれども、主催イベント年3回、330万円の主催者はビープラスさん、あるいは主催者がどこなのかということをお尋ねいたします。

6点目は、収支予算書の支出、賃借料につきまして、こちらは先ほど同僚議員の質問にありましたので、こちらは結構です。理解しました。

7点目につきまして、自主事業の予算ということで、こちらにつきまして、先ほども御説明いただきましたので、自主事業の同額理由については理解をしましたが、先ほど年度協定の協議でそういった事業計画の変更等もされるというふうな御答弁がありましたので、そういったものは、年度ごとに変更があった場合は開示されるのかということをお伺いいたします。

8点目は、事業計画書において協力団体の主な役割として、観光協会、DMO、まちづく

り嬉野と明記されております。同じく、事業計画書内において①連携を検討する団体と協働事業（案）として、アからシの団体等を記載されておりますが、この違いについてお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず1点目の、指定管理者のビープラスが提出された事業計画において、まちづくり嬉野との関係性が示されているがということで、まちづくり嬉野の一員としてのビープラスの実績があるのかということでございます。こちらにつきましては、まちづくり嬉野が提出しております事業計画書に基づいて運用はされているものと思います。一応、その代表的なものに関しましては1周年記念イベントとか、あと、マルシェ等々でも一員として活動をされています。

それと、収支予算書の自主事業の収入と別表の自主事業の予算書の127万4,000円との金額の違いということでございます。これにつきましては、すみません、少し金額がちょっと違ってまいります。この中の、様式3号の収支予算書のほうでは「95万4,000円」と書いておりますが、その詳細の内訳の別表につきまして、管内ワークショップというものがございまして、そちらのほうで収入が40万円とありまして、支出が、参加費が32万円とイベントスペース利用料が3万円ということですので、こちらのほうが40万円で、35万円の支出で5万円というふうになっておりますが、このイベントスペース利用料というのがまるく周辺の利用料ということで、これは最終的に、またまるくのほうに、指定管理のほうに戻ってまいりますので、こちらのほうは、実質収入としては8万円になります。

あと、手荷物配送ですが、こちらにつきましては、支出のほうで配送料が26万円計上されておりますが、その分の差引きがなされていなかったということで、自主事業の入につきましては69万4,000円という形になります。

なお、歳出のほうで手荷物配送サービスのほうの費用は計上をされておりました。

それと、収支予算書とその他収入についてイベント受注2件というのは発注者が別にいるイベントを行うと理解していいのかということですが、これは議員お見込みのとおりでございます。

それと、収支予算書の歳出の委託料、年3回の330万円の主催者はビープラスと理解していいのかということですが、こちらもお見込みのとおりでございます。

それと、自主事業、事業計画書の年度協定の開示ということでございますが、今こちらの中身を精査しなければなりませんので、そこについて個人情報等が入っていれば開示ができないというふうになっております。

それと、事業計画書において協力団体の主な役割として観光協会DMOとまちづくり嬉野と記載されていると。それで、事業計画書において共同事業例（案）としてアからシの団体を記載されているこの違いということでございますが、こちらは今現在、観光DMOとまちづくり嬉野につきましては、既に観光案内業務、また、イベントにおいて既に協力をして実施をしている実績がございますので、このような形で記載をしております。その他の様々な事業所、団体につきましては、今後その連携をつくって行って事業に取り組んでいきたいというところで、その違いが出ているものでございます。

以上でございます。（「充電器、EV車両の利用料、1回目の3番目の質問、ここをすみません」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。収支予算書の利用料収入についてEV車の充電器利用収入が含まれているのかということですが、こちらにつきましては指定管理のほうには含まれておりません。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

承知しました。そしたら、2点目の質問になります。

まず、イベントの受注案件2件というところかというと、発注者が別にいらっしゃってやられるということなんですけれども、そしたら、これは指定管理候補者さんの自主事業というふうにならないのかなど。あえて外されている理由というのがちょっと分からないので、イベント受注の2件ですね。これは、自主事業で予算化されていない理由が何なのかというのが、もし分かればお答えいただきたい。

それと、もう一個の支出の部分での、主催イベントがビープラスさんが主催されるイベントということなんですけれども、これまで、直営の場合は市が主催ということでイベントをやってきましたが、市主催のイベントはここでは指定管理になった場合どうなっていくのか。この主催イベント年3回にこれが含まれるのかというのをお尋ねします。あとは大丈夫です。この2点をお尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

新幹線・まちづくり課長。

**○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）**

お答えいたします。

その他の収入ということで書いてある分でございます。これは、例えば今年、大きな大会があって、大会のあったところに営業をかけて、その会場でいろんな開催をしてもらうというようなことで、そういったところでのその他収入というところで2件を考えていらっしゃ



るということです。

それと、今、市が行っている事業も含まれるかということですが、こちらのほうも一応含まれているようにはなっております。今行っている事業は含んでおります。ただ、全部が全部ではなくて、一部、市のほうで主催するものもございます。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

水山洋輔議員。

**○1番（水山洋輔君）**

承知しました。営業をかけられて2件イベントを受注するように努力されるということで、その他収入が上げられているということなので、2件と言わず、3件、4件取っていただければいいかなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それと、主催イベントというところという市のイベントも含むということですが、場合によってはどうか、状況によっては別でまた指定管理の予算外で、市としてイベント支出をやるというふうに理解したんですけど、その場合、事業自体は指定管理者さんに支出をするような形になるんですか。どうなんですかね、ここの利用については指定管理者さんがいらっしゃるんですけども、指定管理者さんにその事業をやる場所が道の駅なので、やってもらうような支出の仕方をするのか、それとも、全く公募をかけてイベントをする予算として行うのか、そこについてお尋ねします。

**○議長（辻 浩一君）**

新幹線・まちづくり課長。

**○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）**

お答えいたします。

例えば、うちでするイベントとしては、5市連携でいろんな事業を行っているわけですが、そちらのほうは市が主催でするかなというふうに思っております。

そういった中で今回も、今年度も5市連携の事業をやって、そちらのほうはプロポーザルのほうでやっております。現段階においてはプロポーザルのほうでやればなというふうに考えております。また、あとその実績とか、指定管理をもししていただければ、そういった状況等を見て一体的なものがいいともし判断できれば、随意契約とかいう方法もありますが、今考えているのはプロポーザルのほうで考えております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 市道路線の認定についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出補正予算について質疑を行います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページから20ページまでの歳入についての質疑を行います。

13款、分担金及び負担金、1項、分担金から22款、市債、1項、市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで13款から22款までの歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書21ページから50ページまでの歳出について質疑を行います。

21ページ、1款、議会費、1項、議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで質疑を終わります。

これで歳出1款の質疑を終わります。

次に22ページ、2款、総務費、1項、総務管理費について質疑を行います。

質疑の通告があります。6目、企画費について順次発言を許可します。山口虎太郎議員。

(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

6目、企画費について順次発言を許可します。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）事業、1億円について伺います。主要な事業の説明書の3ページです。新規の1億円の市債特定財源貸付について伺います。

市貸付金起債の上限枠は決められてあるのかというのが1点。

2点目に、無利子であるが貸付け条件等の条件があるのかというのが2点。

3点目に、無利子であるが、債権の保全等の条件はどのようにされているのかということの説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず1点目、起債の上限についてですけれども、本事業は地域総合整備財団、ふるさと財団ですけれども、こちらの地域総合整備資金貸付制度に準じて、本市で定める地域総合設備

資金貸付要綱に基づき実施をしているものでございます。

貸付金額の上限につきましては、対象事業1件当たり10.5億円というような上限がございます。また、複数年にわたる事業などについては15.7億円という上限が設定をされております。

続きまして2点目、貸付けの条件などということですが、貸付事業の要件といたしまして、まず、対象事業者ですが、こちらが法人格を有する民間事業者ということになっております。

それと、対象事業ですが、本市地域振興に資する様々な分野の民間事業で新たな雇用が見込まれることというような条件が付されております。

対象経費ですが、設備の取得に係る費用、今回は施設の改修等ということでの申請となっております。

事業費総額というのが1,000万円以上の事業をやることというような要件がございます。

それと、融資比率についてですが、対象事業費の総額から補助金等を控除した額の35%以内というような要件がございます。今回の場合、高付加価値化事業の補助を受けられていますので、その分は除いた額の35%というような要件がございます。

3点目、これも要件のほうですが、債権の保全の条件はどのようにされているのかということですが、貸付けに係る債権の保全と確実な回収を図るために、民間金融機関の連帯保証、これが必須、借入れの条件ということになっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

分かりました、ありがとうございます。私としては、非常に有利な制度であるなというふうに見ておりました。

その中で、地元の企業の方が使われるということで、こういう制度があったのかというところで理解をするために——ちょっと私、令和3年4月に発行されたふるさと融資の手引というのを引っ張り出しとったもので、またこれは令和4年の新しいふるさと融資の制度というのがあるわけですね。その点で、この申請窓口はどこなのかという点が1つ。嬉野の地元のほかの農業とか、ほかの業種からのそういう申請に対しての窓口もあるのかというところ、あと、審査はどこがされるのかというところで御説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、今回もそうでしたけれども、貸付けに関する相談窓口というところでは私どもの企画政策課のほうで所管をしております。業種に限らず地域振興に資するということがありますので、そこに合致する事業であれば、この要綱、ふるさと財団のほうも要綱、規定がありますので、それに準じた事業であるということであれば、申込みは借入れの申込みというような形でお受けをします。正式にお受けする前に、今回もそうでしたけれども、事前の相談等についてはお伺いをさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

では最後に、嬉野市で都市の再開発とか、そういうふうな市街地の再開発とかという中で、事業者の方がいろいろテナントビルを建てられたりとかという部分でもやはり利用できるかなという点で質問します。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

個別の案件については事前相談の上、要綱がありますので、大きくはその要件がございます。あと、市の方向性とかそういった部分もありますので、そこに合致するというのであれば、含めて融資をするかという部分の決定は最終的には市のほうが行うこととなります。ふるさと財団のほうと連携してやっていく事業でございますので、個別の案件は検討をさせていただきたいということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ふるさと融資事業の令和5年度新規事業ということでしたけれども、今までに同様の貸付けがあったのでしょうか。また、あった場合の返済状況等を教えてください。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本市における貸付け制度活用事業といたしましては、合併前になりますけれども、旧町時代の平成元年から9年度の間計6件の事業がこの制度を利用して実施をいただいている

ところでございます。

今回と同じような宿泊施設の改修等の分が3件、あと娯楽施設といいますか、テーマパークの施設1件、あと医療施設が1件、あとショッピングセンターが1件というような内容となっております。これは制度が三十数年運用されていますけれども、この間に幾らか年を追うごとに条件も変わっておりますけれども、その当時の融資期間というのが最長15年ということで、最後の融資実行が平成9年ということですので、返済自体はいずれの事業等も既に完了しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。事業が完了しているということでちょっと安心いたしました。

2番目に関しまして、今後の貸付けはということをお聞きしていたんですけど、山口虎太郎議員の質問のところでその答えがありましたので、私はこれで終わりです。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、質問させていただきます。概要的なものはほぼ分かりましたけれども、地方債の利子の分の75%は地方交付税措置ということで、残りの25%の分は嬉野市が負担をするという理解でいいのかということと、あと、その25%をもし嬉野市が負担するのであれば、それが大体総額幾らぐらいになるのか。それと、その総額に対して、この事業を使ってもらうことが嬉野市にとって有為な活力、地域の活力につながると考えられているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

最後の質問が通告書にいただいていた内容なのかなと思っております。

まず、25%の利子の部分ですけれども、議員御発言のとおり、25%の分については市の負担、15年償還であればその期間で発生する利子の分、総額は基本的には市の負担で75%が交付税措置というような形になります。

その額がどれくらいかということですが、現在の起債計画では、総額760万円程度の利子を見込んでおります。25%相当ということで190万円程度というような算出になると思います。これは15年間で190万円という形に一応想定を今のところしているところでござ

います。

それと、本事業に関しましては、本市の総合計画及び今回は観光施設ですので、観光戦略の基本方針や施策展開に掲げております観光地の魅力を高める基盤整備の一環として取り組む有効な事業ということで認識をしているところです。本市地域振興、今回は観光産業ということですが、それに資する活力と魅力ある地域づくり、観光地づくりに寄与する事業に位置づけられるものということで考えております。さらに、この事業は観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業補助金の交付が決定をしているところでもありますので、このようなことから、活力と魅力ある観光地づくりに寄与する事業ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

分かりました。既に多分工事は始められているのかなと思いますけれども、やっぱりそういうところで地元業者を使ってもらったり、その後の効果を考えたら十分な経済効果もあるのかなと考えますので、すばらしい制度で——もしよければ、今後この制度を使いたいという事業者が今現段階であるのか、相談があっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本事業は、今回予算計上させていただいた事業については、令和5年初めから事前相談をいただきながら進めてきた案件ではございます。現在、その他の事業については、特に御相談をいただいている状況ではございません。これが開始されたのは平成ですので、この制度で三十数年事業が行われているものではございます。平成元年から開始されて、その当時はかなり多くの事業が全国的にも展開されていたようではありますが、全国的に見ても、ここ数年はこの制度を利用される方はかなり少ないようです。ということは、何らかのもっと有利な分があったりとか、いろいろその要件の部分で事業者が手を挙げにくい状況なのかなということでふるさと財団の担当者ともちょっとお話をさせていただいたところですので、そういったところでは制度改正、そういった部分にもふるさと財団のほうは毎年改正をかけたという部分はやっておられるというようなことでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

企画費で、節で2つ質問をさせていただきますけれども、まず、ふるさと融資事業について質問させていただきます。

こちらは、今、同僚議員の質問の中で大体分かったんですけれども、何点か確認をさせていただきます。

まず、1億円の貸付金の根拠をお伺いしたいと思います。

それと、貸付け期間が令和6年、令和21年ということで、2年措置の15年償還ということですが、こちらは、先ほどから出ています利息については市の持ち出しとして190万円ということですが、これは措置期間があるのか、来年度から発生するのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

まず、1億円の貸付金の根拠ということですが、ふるさと融資、今回は1億円の計上をさせていただいておりますけれども、その根拠といたしましては、貸付け対象事業費、これは税抜きで5億1,000万円というような計画でございます。今回は観光庁の補助金を受けられていますので、この分が1億9,900万円を控除した残り3億1,100万円の32%、1億円が32.2%相当という形になりますので、借入れ上限の35%以内の事業計画、借入れの申出となっておりますけれども、この分で条件を満たしているということで今回予算計上をしたところでございます。

それと、借入れの償還ですが、これはちょっと今のところ想定の部分で15年間の借入れにはなるんですけれども、事業者が返済をされるのは2年据置きになりますので、その分で事業者の負担はその間はないんですけれども、起債としては、市のほうから借入れ先には返していくというようなことにはなると思います。

以上でございます。（「利息に関しては」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

**○議長（辻 浩一君）**

聞きたいことをもう一回はっきり聞いてください。増田朝子議員。

**○11番（増田朝子君）**

今のお答えは利息に関してのお答えだったんですか。すみません、利息に関しての答弁と理解していいですか。

**○議長（辻 浩一君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（松本龍伸君）**

元金の返済は据え置きになります。起債は……（「起債、私分かっていない」と呼ぶ者あ

り)

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。その利子の分が来年から償還になると思うんですけれども、予算書の計上としては、来年度から計上されるということで理解してよろしいのでしょうかね。

○議長（辻 浩一君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

償還の利息の分の予算につきましては、起債の償還額、償還のほうの利息のほうに含まれてきますので、どの起債の分で利息、款の公債費の中で全ての起債の中に含まれてきますので、その詳細というのはここには出てきませんが、その中に含まれていくということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ふるさと応援寄附金のことでお尋ねいたします。

こちらは、今回の補正で委託料から報償費に変わりましたが、その業務の内容をお伺いしますと通告しております。その中で、今回この制度の改正があったということですが、流れと業務内容をお伺いしたいと思います。そして、これまでの市の窓口の件数と委託の件数をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の補正予算の計上につきましては、今年10月からの国のふるさと納税制度の改正、経費の厳格化に対応するための変更でございます。これまでふるさと応援寄附金、ふるさと納税の支援業務というのを一括して委託をしておりました。この分には返礼品そのものの代金



についても委託料の一部として計上をしておりましたけれども、今回の制度改正に対応するために、返礼品の一部ですけれども、この分を市のほうが直接、返礼品提供事業者に支払うような形に変更が必要だったために予算の費目変更をお願いする補正予算ということになります。

今、御質問にあったその中身、市の直接なのかサイトを通してなのかというような数字は現在持ち合わせておりませんので、その比率については具体的な数字はお示しすることができません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

了解いたしました。こちらは10月から変わったということですが、その金額が2億274万9,000円ということで、委託料から報償費に変わったということですがけれども、今後の見込みとして、これに担当される職員さんの数には影響はないのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

それは職員の負担が増えるという意味合いでの御質問ということでお答えさせていただきます。（「もう一回」と呼ぶ者あり）市直轄にするので、職員の負担が増えるからというような内容での御質問ということで受け取らせていただいて回答を差し上げます。

現在、市のほうで業務のほうの一部、委託事業、委託業務から切り離して、市独自で直営でやる業務が増えたということで、職員の負担業務というのは増えたということでは認識しております。

一方でオンラインを使つてのワンストップ特例申請というのが昨年度から始まりまして、昨年度は全寄附の30%程度がオンラインでのワンストップ特例申請をいただいているところです。それについては、オンラインでやっていただくということで業務がかなり軽減している部分もあります。

今年度、今のところ全体の50%程度がオンラインのワンストップ特例申請を受けているということで、多少その辺の業務については負担は減っているのかなという感じはしますが、そういったやり方とかそういった部分もありますので一概には言えませんけれども、そういったところもあって、今回まずは経費を50%以内に入れたいというようなところで一部、委託費を削減したいというような思いで今回の費目変更というような補正予算計上ということに至ったというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

すみません、もう一度確認なんですけれども、経費としてのある部分が変わったということなんですけれども、具体的にどういう事業が、返礼品とか、その事務とか言われましたけれども、具体的に変わったところをもう一度すみません、説明いただけますか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回業務を変更した部分について申し上げますと、これまで一括してポータルサイトで寄附を受けた分についてのデータが上がってくるんですけれども、その分を受けて支援業者サイトとはまた別に、その寄附データに基づいて返礼品を用意したり、発送したり、寄附者のそういった質問とか寄附者の対応、そういった部分については一括して返礼品支援事業者のほうに委託をしておりました。この分の費用を削減するために、その中に一括して委託業務として発注をお願いしておりました返礼品事業者、地元の返礼品を提供していただく事業者への代金の受渡しについても、その部分で委託の中に含めていたところなんですけれども、その部分は、請求書をいただいて、直接、市のほうから支払いをしようと、その分の業務が委託料が軽減ができるんじゃないかということでの変更ということでのよろしいでしょうか。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

私、企画費の中の2つ質問をしておりますので、これは1つずつ3回ということでのよろしいですか。ふるさと応援寄附金で3回、ふるさと融資で3回というふうなことでよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

はい。

○14番（田中政司君） 続

今の、ふるさと融資にしる、応援寄附金についても大体分かりました。要するに、まずふるさと応援寄附金についてなんですけれども、いわゆる一定のそういうサイトというか、そういったところでやっていて、それで国の通達で全ての経費というか、それに係る事業が50%を超えてはいけませんよと、返礼品を30%でして、あとかかった経費等についても、それが

50%を超えてはいけませんよという国のお達しがあったわけですね。それによって、委託料を今回報償費のほうにということだろうというふうに理解はいたしました。

そういう中で、委託費から報償費に丸ごとそのまま移行しているんですね。先ほどの話を聞いていると、何かそこら辺の丸々と報償費に変えるというところに、そのうちの業務的に金銭が発生するところをこっちでやるというふうな話だったんですけど、それが丸々と金額的に委託料がそのまま報償費になっているので、そこら辺ちょっと、さっきの説明と今回のこの委託料を全部そっちのほうに変えるというのとは若干違うのかなという気がしたものですから、その点だけまず説明をお願いできますか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今の私の説明でいくと、委託料は削減するためにやっているんだから、委託料も減額をして、それ以上に減額するというのであれば、全体的な積立ての部分とかにも関わってきますので、50%以内にするということであれば、そこら辺の丸々2億円の金額を費目替えというのはどうだろうかというような内容だということ考えます。

おっしゃるとおりなんですけれども、今回の10月の制度改正によって、かなり寄附の入る状況が変わってまいりました。月によってはかなり増えたり、かなり減ったりというような状況もございました。

それと、前年度からの持ち越し、繰越しですね。年度中に寄附をいただいた方の返礼品を送付する経費というのが翌年度に及ぶ場合が結構ございます。この分の算定が非常に今回難しかったと、困難だったということで、基本的には支出、返礼品代分は2億円ですけれども、この分を費目替えさせていただいて、事務の委託料の抑制を図っていくと。その明確な委託料の算出が今回難しかったので、暫定的な予算としてこういった形で持っていかせていただいております。

それで、50%以内という部分がありますので、制度改正後はそういった形になると思いますけれども、その余剰委託料が抑えられた分は、もちろん積立金のほうにはね返ってくる分でありますので、その辺は計上をしていくという形になると思います。今回は暫定的な措置というようなところで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、今まで事務をやって、委託料をやっていたらしゃった事業者さんがいらっしゃ

と思うんですが、その方との話合いというのは当然できて、それだけの分の委託料が減るということは御理解の上だろうというふうに理解いたしますが、その点の答弁だけで。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

10月、通達はその前でしたけれども、今回の制度改正に伴って、以前から経費を削減ということで、返礼品事業者様への説明、地元業者さんへの説明と併せて、今回委託を受けていただいている業者との話合い、協議の中で、そこは契約の変更という形で対応をいただくということで、現在、契約変更は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。では、次の質問に行きたいと思えますけど、ふるさと融資についてです。

これについても、今まで皆さん方の質問等をお聞きしながら大体理解はしたんですが、私も恥ずかしながら、この制度、嬉野市内でも今まで使われてきたということなんですが、ちょっと勉強不足で、すみません、知りませんでしたというところなんですけど、知りませんでした。

そういう中で、今現在少なくなっていると、ほかにもいろんなこういう制度があるから、この制度についてはというふうな担当課からのお話も先ほどお聞きをしたんですが、そういう中で、地域の活性化等に伴う地域振興活性化に資する事業を民間の方がやるということについて、ふるさと財団、金融機関等があって、ふるさと財団というところが資格を、本当にそれが妥当な計画なのかどうかというのを調べて、地方公共団体がそれを融資するということですよ。制度的には理解しました。

そういう中で、先ほど25%、75%というその利子、利息の話が出てきたわけなんですけど、もう一つ、これは連帯保証人というのがお金を、その中にあるんですよ。それで、これは融資をする金融機関等が連帯保証人となってということになると思うんですが、連帯保証人が発生するということは保証料というのが発生するんですが、この保証料については、これは公共団体が行うということもできるみたいなことになっているんですね。今回これをやることについて、連帯保証人を地方公共団体がやるのか、それについて保証料の75%が交付税措置ということにもなっているんですが、これについてお伺いをいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

本貸付け事業に係る保証料ですけれども、今回は保証をしていただく金融機関と民間事業者の間の相対契約によるものとしておりますので、今の市の要綱もそうなんですけれども、市からの補助という部分、融資という部分は今回の分は想定しておりません。

おっしゃるように、平成27年度からこのふるさと財団のほうの制度に関しては、全国的な部分でのこの制度については変更を加えられていて、議員の御発言のとおり、その連帯保証料についても一部、75%交付税措置ということがありますけれども、今現在の嬉野市への部分ではここは適用をさせていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、23ページ、2款．総務費、2項．徴税費から32ページ、3款．民生費、3項．生活保護費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出2款及び第3款の質疑を終わります。

次に、33ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、議案質疑を続けます。

次に、34ページ、4款．衛生費、2項．清掃費について質疑の通告があります。

3目．し尿処理費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、歳出の34ページ、し尿処理費につきまして、18節．負担金、補助及び交付金につきまして質問をいたします。

まず、こちらは鹿島藤津地区衛生施設組合建設費ということで合同常任委員会でも御説明いただいたんですけれども、大規模改修による負担金の増額ということで今回304万円の費用が発生したということでお伺いしました。これにつきまして、負担金の増加した理由、大規模改修ということですが、全体的な事業の概要とこの負担金というのが何年度まで発生するものか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

鹿島市にごございます藤鹿苑の第1し尿処理場の件になります。こちらの施設は平成11年に完成をして、現在24年経過をしているところでございます。多くの機器で老朽化による不具合等が発生している状況です。こちらにつきましては、平成30年2月に総合管理計画のほうで施設の延命化の方針がなされております。そこで、各種機器設備の更新を令和8年度までかけて完了する予定になってございます。

機器更新の主な内容につきましては、受入れ貯留施設、主処理施設、高度処理施設、中央監視装置、高圧受電設備、処理棟・管理棟の更新、延命化工事及び焼却施設につきましては撤去となっております。

総事業費につきまして、現在のところ33億円を予定されております。こちらが、全て起債対象事業として実施するものになります。今回の負担金につきましては、大規模改修に係る基本設計及び事業者選定支援業務ということで、直接の市町の負担金が増加したということになります。

また、今後につきましては、令和8年度までの工事が起債事業で行いますので、その償還に合わせて各市町の案分の下、建設負担金が発生すると。

その他、処理場の施設の運営費については恒常的に今後も発生していくものでございます。以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

詳細な説明をいただきましてありがとうございます。

そしたら、この第1し尿処理場ということでしたけれども、現在、鹿島・藤津地区衛生施設組合で保有している処理場は、今この第1し尿処理場のみという理解でよろしいんでしょうか、それともほかにもあるのか。そういったところの更新ですとか、延命計画というものも今後出てきたりするんでしょうか。

それと、令和8年度までの完了ということですが、今、鹿島・藤津地区衛生施設組合ということで、入っている構成団体は、鹿島市と、嬉野市と、太良町の3市町という理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらの組合は、議員おっしゃるとおり鹿島市、嬉野市、太良町での構成となっております。

し尿処理場につきましては、鹿島のほうにあります第1し尿処理場と、太良町にあります第2処理場がございます。

第2処理場のほうの建設については、平成24年ぐらいに完成をしております、そちらの償還が今回終了するというので負担金が減りますので、そのタイミングに合わせて第1処理場の更新ということに着手するものでございます。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

いいですか。（「あとは結構です」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これで歳出4款の質疑を終わります。

次に、35ページから36ページまでの6款、農林水産費、1項、農業費について質疑の通告があります。

3目、農業振興費について発言を許可いたします。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、35ページの農業振興費、12節の委託料と14節、工事請負費について質問をいたします。

ハウス団地基盤整備事業1,380万円ということで予算計上をなされておりますけれども、1点目に、この整備完了まで、ほとんど完了を今回でというふうな話もお聞きはしたんですが、一応整備完了まであとどうなのかというところと、それに対する金額があとどれぐらいかかるのかということが1点。

それと、今回の事業費ですが、1380万円のうちに国庫支出金181万円、県支出金が45万円、一般財源が1,149万円ということになっているわけなんです、この点について国庫補助金というのが非常に少なく一般財源というふうなことなんです、こころの事業の内容等についての補助金の内容等、もう少し詳しい説明をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（辻 浩一君）**

産業振興部長。

**○産業振興部長（井上 章君）**

それでは、お答えいたします。

まず、完了までの工期ということでございますけれども、今回このハウス団地の工期、最終年度になりますけれども、令和6年3月22日までを工期ということで今工事を進めておるところでございます。また、事業費につきましては、総事業費で2億952万円を見積もって

るところでございます。

補助率の件でございますけれども、補助率につきましては、合同常任委員会の折に配付いたしました工事箇所の平面図……（「配付しとった」と呼ぶ者あり）はい、配付いたしましたけど——その分で、暗渠排水工事の分のところを赤の点線で書いていたかと思えますけれども、全長が570メートルになります。それと、4区画の部分の砂利舗装53メートル、この分が補助対象の事業費ということになりますので、その補助対象事業費の工事費を330万円と見積もっておりますので、その330万の工事費に対しまして国55%、県15%ということで今回補助を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大変申し訳ございませんでした。図面は見せていただいたんですが、そこまでちょっと、そこに書いてあったどうのこうのを見てなくて、申し訳ございませんでした。

これで完了するという事なんですが、今順次ハウスが整備されていっているわけなんです、今後について、今後、今計画されているこの区画、全ていつ頃までにどのような形で埋まっていくのか、そういう計画があるのか、そこら辺について答弁をお願いしたいというふうに思いますけど。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

それでは、お答えいたします。

今現在、3人の方が入植をされております。今年度4人目になりますけれども、キュウリのハウスを建設中でございます。

今後ですけれども、令和6年度にはキュウリの施設を1棟、それと川べたのほうに形状が10区画になるところですけれども、そのところにも研修ハウスということで令和6年度に建設する予定にしております。あと、令和7年度、令和8年度と随時建設予定にしておりますので、令和8年度中には全て埋まる計画となっておりますところでございます。

以上でございます……（「8年度ね」と呼ぶ者あり）8年度です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、4目、茶業振興費について順次発言を許可いたします。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

うれしの茶PR活動推進事業ということで、キャラバン隊を出してされるということで



キャラバン隊の構成、何名でどういう方が参加されるのか、PR場所と、あとはこのPRの内容を教えてください。

3番目に、前年度はこういうことはなかったと思うんですけど、今年度やはりダブルということでこういうことが出たのかなとは思ったんですけども、毎年、5年連続産地賞等、日本一のお茶とかはなっているわけなので、何か計画立ててPRというのはやっぱり予算上か何か、いろんな問題でできなかったのかということをお聞きします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

キャラバン隊の構成につきましては、活性化委員会のメンバーであり、構成が、茶商、あとJA及びJAの各部、各会ということと、あと西九州茶連、あと県の普及センター及び試験場の代表となっております。

PR箇所につきましては、当初は広島県で想定して予算計上を考えておりましたが、年度途中でもあり主な会場が埋まっておりましたので、予約ができませんでした。以後、大都市圏ということで大阪を検討しております。具体的な日程、場所については、現在調整中であります。

このPRの内容ということでございますけれども、うれしの茶の販売をまず考えております。活性化委員会の委員にもお尋ねし、議会終了後、早急に活性化委員会を開催し、御意見等を伺いたいと思っております。

最後の質問でございますけれども、計画立ててできなかったかということでございますが、今年度は11年ぶりの蒸し製玉緑茶と釜炒り茶、団体、個人の4冠、それに加えて、茶業青年部が参加しております闘茶の分でも全国優勝ということでございましたので、5冠ということでございました。

茶業振興課内部、市役所内部でも、また、外でも、このタイミングを逃してはと、各団体からもお声が上がったところでございます。このタイミングでということで補正予算の要求に至ったものでございます。通常の年度では、農林水産祭に参加とか、そういったところでうれしの茶のPRは年に1回なり2回、数回ですね。そして、九州の産地協議会のほうでも行っておりまして、今回は、先ほど申し上げました5冠達成ということで、このタイミングを逃してはいけないということで、追加で予算計上に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

何らかの形でも、こういうふうにPRができるということはすごくいいことかなとは思いますが。

その中で、73万1,000円、うち旅費が64万7,000円、実質、活動費用8万4,000円と私の計算ではなるんですけども、茶商、JR、茶連、県等々が入ってもこのくらいの額のPR内容しか行えないのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

年度途中、8月25日の受賞を受けてということで、その後9月20日の活性化委員会でも話があってこういった補正予算というふうになっておりまして、年度途中だったものですから、前回の11月か10月末ぐらいには2回目の活性化委員会を行っております。そのときも各団体のほうに、こういったことでキャラバン隊、活性化委員会の補助というものを考えるというようなことを申しておりますので、各部での一部負担をお願いするということでお願いはしております。現在、各団体も協議中ということで調整をしてもらっているところでございます。議会後の活性化委員会で確認を取りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

できるだけこういうPR活動はどんどんしていただきたいと思えます。

ここに出してありません旅費に関しての内訳を聞きたいかなと思うけど、ほかの人の質問の中にそれがありますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私は、まず、茶業振興費の旅費でお伺いしますがけれども、資料を頂いた中で、大阪市の予定と東京の予定とありますけれども、そちらの場所と日程、そして目的、内容をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

場所、日程については東京、大阪ということでございますけれども、東京については羽田

近くの天空橋というところがございまして、よい仕事おこしプラザというのがございましてそこで、3月の中旬、17日を予定しております。大阪につきましては、まだ具体的日程、場所というのは決定しておりません。調整中でございます。

内容につきましては、東京につきましては、武雄市や有田町と「ありったけのうれしいを。」ということで、11月末に記者会見があつてございまして、その際にクラフトビールの製造という話が上がっております。その後、信用金庫さんと茶業振興課が連絡を取り合いました、クラフトビールの製造における取組ということで進めておりますけれども、そういったことで3月17日にお披露目式、完成式を行う予定にしておりますので、そのときにお茶の販売、もしくは入札会ということでイベント等を行いたいと考えているところでございます。

大阪につきましては、先ほど申しましたとおりでございます、場所、日程、具体的な内容につきましてはまだ調整中というところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、この旅費、大阪市、東京の予定で、東京はクラフトビールの関係で天空橋でお披露目会を3月17日にされる予定ということですね。そして、大阪が次に出てきますキャラバン隊の方と一緒にこういうイベントというか、大阪はまだ日程は未定ですけど、そこで一緒にPR活動をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

クラフトビール製造につきましては、この64万8,000円の補正予算計上については別物でございますけれども、クラフトビール製造で完成式を行う。そして、そういった機会にここで、このよい仕事おこしプラザというのがございます。全国の信金や取引先、地方公共団体や大学など、地域を超え、つながりを創出するための施設というふうになってございまして、ビジネスに関する情報交換、商談産学官連携や地方創出など、日本を明るく元気にするための交流の場を目指すという施設の目標がございますので、ここで入札会、その他イベント等をできないかということでこの会場を選定したところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、大阪市予定で、職員の方が3名ありますので、その職員の方はこういった方が行かれるかということと、東京も同じ方なのかという質問をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

職員につきましては、管理職1名、職員2名ということで、大阪、東京共に考えております。2回ございますので、茶業振興課の職員も4名おりますので、交代でということも考えながら、バランスよくいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次ですね、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、次の補助金のところでお伺いします。こちらに旅費が補助金として出ていますけれども、補助金の基準とかはございますでしょうか。

そして、こちらはまだ日程は未定ですけど、お茶の販売ということもありますけど、どのような効果を求められて予定されていますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

資料請求でお渡ししている書類を見ておっしゃっておられると思いますけれども、旅費に関しては28万4,650円、これは2泊3日の5人分でございます。ブース代として30万円ということでございます。

あと、諸経費、お茶の購入費、コップ、チラシ等ということで14万5,000円程度ということで見積もって予算計上をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

すみません、質問の仕方がちょっとまずかったんですけども、この、旅費等においても28万4,650円ということの5人分ですけども、例えば、これが1人幾らになるか今計算していないんですけども、旅費にしても満額とか、例えば何%とか、そういう基準があるんでしょうかというお尋ねです。

それと、先ほどの質問の中でお茶の販売の効果ですね。どのような効果を見込まれていま

すでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

見積りは、旅費規程によって5人分ということで、日当、交通費、あとそういったものを算定して、積算して、計上しております。

そして、この活性化委員会のキャラバン隊の効果と申されましたけれども、これにつきましては、今年度もお茶のこれによる効果という御質問が前々回の議会でもございましたけれども、このキャラバン隊による効果というのがどこでどのように出るかというのはなかなか不明でございます。市としても、うれしの茶を多くの方に知っていただく、また、佐賀県の嬉野ということで、観光も含めたところでやっぱりたくさんの人に知っていただくということもまず前提でございますので、まずそこからというふうに考えております。いろいろほかの団体の方からも聞きますけれども、外に出るのもいいけれども、観光地である嬉野にそういったいろいろ予算をつけて嬉野に呼び込むのはどうかという話も出ておりますので、いろいろな方策、効果を狙って今後とも検討して、嬉野市、うれしの茶をPRしていきたいと思っております。

効果というのはどのような感じで、お茶がそのとき、イベント時に多く売ればいいというものではないと思いますので、その後の部分が大事だと思っておりますので、この今の答弁では、効果というのはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

効果がないと言われたら、ちょっとそうじゃないんです。そもそも、この事業の目的に関しては、これまでの大きな流れの中で、御質問いただいているうれしの茶活性化委員会の中で、いろんなところにイベントに出て行って、そこで即売というのは結構売行きが最近物すごくいいんです。でも、それで売っておしまいじゃなくして、継続的にうれしの茶を買いたいという声が、どこの、よそに行ってもあるんですね、大阪だと梅田の某百貨店にあるんですけども、地域によっては、うれしの茶おいしかった、おいしかったけれども買うところがないですとか、今いろんなところにお茶農家さんが直売に行っていますけれども、1年に1回、あんたが来るのを楽しみにしとるといような、1年分まとめて買うというように、日常の棚をやっぱりつくっていかないといけないよねという認識の下で、もともと次の年度の当初予算で組む予定だったんです。ただそこが、今回4冠達成、

5冠達成で11年ぶりの快挙ということになれば、山口虎太郎議員の質問の中でも、前倒しして12月議会に予算計上しますと一般質問でお答えした、これがこれに相当する予算でございます、これは、お茶を日常的に買っていただける棚をつくるための取組だというふうに理解をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど、天空橋でのお話ありましたけれども、これはクラフトビールが主役というわけではなくして、信金のネットワーク、253の信金が加入している、よい仕事おこしフェアですね。代表が港区の城南信用金庫さんが天空橋のところに無料で使える、加盟したところ、協定を結んだところは無料で使えるスペースがございまして、そちらにお茶を扱う方をお連れして、その商談を進めていただくというのが主な目的でありまして、そこにいろんな、日本一になった記念ということでこちらから提供をいたしまして、御当地ビールを作っているビアレストランが同じ敷地内がございます。そこに、うれしの茶のビールを作っていただきながら、そういったものもPRの商材の一つにしながら、一般にお越しいただけるようなお客さんにも、嬉野のPR、お茶のPRを幅広くしていくという、2段重ねの構成になっております。それには、私も含めて、しっかりといろんな情報収集という一面もありますし、こちらからの情報発信という一面もあると思いますし、自ら赴いてお茶を取り扱ってくれる店舗を1店舗でもつくれば、それが掛けるの365とまではいきませんが、掛ける12ぐらいになるというふうに思いますので、ぜひとも今回の予算には、今後も継続して行っていくことも視野に入れているというふうに留め置いていただいた上で御審議を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今の市長の御答弁で、狙いとかこの目的とかいろいろ分かりました。結構うれしの茶はどこで買えるかと、今、市長申されましたけど、なかなか販売しているところがというのがあって、実は私ごとですけれども、大阪に兄弟がおりまして、やっぱり買うところがなかなかないということで、九州物産展とかあれば出向いて買って買っているとかありますので、ぜひこのPRを成功させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですね。（「要りません」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

引き続き茶業振興費の、まずは8節、旅費につきましてお尋ねしたいと思います。

通告書の中身につきましては、先ほど担当課長をはじめ、市長の御答弁で理解をさせてい

いただきました。

そしたら、今回この事業といたしまして、まず、東京へ行く分には旅費のみで完結する事業、先ほど市長の御答弁でもあったんですけども、無償で商談できるスペースはあるので、旅費のみでできるというふうに理解させてもらってよろしいでしょうか。

それと、大阪の出張につきましては、これはキャラバン隊と同じ場所に市長も出向かれるのかと思うんですが、先ほどの課長の答弁によりますと、場所と日程はまだ決まっていないということと言われていました、調整中ですよ。市長のスケジュール等を含めて、そこら辺の調整がちゃんと問題なくいくのかということをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これについては、まず、行き先が決まっていないと調整中は全く異なるニュアンスだということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

その上で申し上げますと、大阪におきましては、先ほど百貨店での一部店舗での取扱いがあるということでありましたけれども、そういったこともさらに広げていくような下話なりともできないかというふうに思っております、いろいろとお茶を扱う事業者さんと訪問先について調整をしているというところ。また、お茶と焼酎割りについては、嬉野でも嬉野割りだということで酒造メーカーさんとタイアップしたPRもさせていただいておりますけれども、大阪方面でもそういったPRをもう既に計画をされているということでありますので、その辺の日程を調整した上で、一緒に同行をして、もっといろんな店舗の中でうれしの茶割りというものを広めていくことが、さらにうれしの茶の消費拡大につながっていくものだというふうに思っております。そういったところを調整でき次第、皆さんにもお知らせをして、訪問してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。ぜひ、しっかりとPRをしてきていただきたいと思います。

続きまして、負担金、補助金及び交付金のほうに移ります。こちらの茶業振興費の分なんですけれども、うれしの茶活性委員会ということで、大阪のほうの訪問を考えているということでもございました。先ほどの課長の答弁では、広島方面の都合が悪いため、広島から変更して大阪ということでも言われました。市長の御答弁でも、うれしの茶を買うところを広げたいというふうな御答弁をいただいておりますけれども、今回、予算の額もあるんでしょ

うが、例えば大阪以外のエリアというのは範囲次第でもうちょっと考えられなかったのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

ほかにもということでもありますけれども、当然、空白地域といいますか、お茶を生産していない北限地より以北とか、いろんなどころを検討の俎上には乗せてまいりました。ただ今回、1月から3月までのこの短期間でやっていくには、ある程度つてのあるところが条件となってきたのかなというふうに思いまして、まず、広島については、これまでのトップセールス等々でもかなりメディアも含めたところでのつてもできてきているので、検討の第1候補に加えたんですけれども、そこは先ほど申し上げたくだんのおりということになっております。じゃ、次はということになれば梅田駅のPR等々、また、百貨店での訪問等もありましたので、大阪がいいのではないかなというふうに思って、今回、大阪市を一つのターゲットに設定をしたというところでもあります。

これは、移動のデータにおきましても、広島と大阪は有意差があるぐらい、新幹線開業後に嬉野にたくさんお越しいただいているというものもありますので、そういった直接の来訪にもつなげていく上で最も効果的なエリア2つ、上位2つだというふうには思っております。今後もそこをメインにしつつ、今後時間をかけていくにつれまして、そういったターゲットの対象を広げていくということは考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

分かりやすい御説明でした。新幹線の開業効果とかも踏まえながらということで市長に御答弁いただきました。今回は茶業振興課の予算ということなんですけれども、そういうことも含めれば、例えばもうちょっと、企画政策課などと共同でこの予算をもう少し増やして、お茶、焼き物、観光ということで、課を超えたような予算といいますか、企画ということは考えられなかったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

私のほうからお答えいたします。

議員御発言のとおり、課をまたがったイベントというのは非常に有効的かなと思ってお



ります。ただ、今回につきましては、農林水産大臣賞、ダブル受賞ということで、まずは日本一の産地として売り出すということを目指しております。そういうことをすることによって、お茶を効果的にアピールできるんじゃないかということで、今回はお茶単独での予算ということで計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

皆さん方の質問で内容的にはほとんど分かりましたが、それを踏まえて数点お聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、推進事業ということで①、②と2つ出しているんですが、私も縁あって、羽田空港の隣のよい仕事プラザに行かせていただきましたけれども、非常に素晴らしいところで、素晴らしい場所で、面積もかなりあってというふうなことで見学をさせていただきました。

そういう中で、いろんな商談等ができるというふうなところで、今回3月17日にそういったことでやられると。そこへ市長が旅費計上なんです、そのときにクラフトビールをしながらお茶のPRをやるということなんです、あのスペースでいくと、先ほどの水山議員じゃないですけど、これはまず、武雄、有田辺りと一緒になってのそういう活動になるのか、そのときがですね。ほかに、例えば嬉野からいろんな物産等も持ち込んで、何かそういうふうな大々的なイベントというふうな形になるのか、内容的にもう少しそこら辺が分かれば――これは担当課になるのかどこになるのかなんですけど、先ほどの市長のイベントというふうな言い方の内容を若干お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

3月17日のイベントをどうするのかということでございますけれども、基本的には、東京のほうでも緑一色のイベントを行いたいということで3月17日に決まったそうです……（「何一色」と呼ぶ者あり）緑一色。緑色の色で染めるという、何かそういう、すみません、外国の何とかという事業があるそうなんですけれども、それにちなんでのイベントが3月17日ということで、東京でもいろんなイベントをされるのかなと思っております。

ただ、我々としても、本来は3市町での包括連携での協定を結んでいますのでこの場所でイベントができるのかなと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、まずは、今回日本一の産地を取った嬉野というのをアピールしたい。それで、そういうことによって、次年度へのステップアップのためのPRをしていきたいなということで思っておりますので、今回に関してはお茶だけのPRをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

じゃ、あそのスペースを利用しながら、お茶のPRという形でのイベントへの参加というふうな考え方ですね。ほかのいろんな嬉野の中の、例えばお菓子だとか、湯豆腐だとかいろいろあるわけなんですけど、そういう観光的なというか、嬉野の産業のいろんな代表者の方とか、そういった方々が参加してどうのこうのということは今のところは考えていないというふうに捉えていいのかどうか、そこら辺答弁をお願いしたい。

その後がキャラバン隊なんですけど、先ほど市長も、来年につながるように、いわゆる棚を確保するために、今回PRとして大阪のほうに行って——私も一般質問でも申し上げました。これから先、うれしの茶というものを後世に伝えていく、産業として残していくためには、やはり生産されたお茶、その生産されるお茶というのがないとどうしようもない。じゃ、その生産されるお茶を確保するためには、やはり売っていかないことには成り立っていかないというのが事実なんです。だから、やはりそこへうれしの茶を作る、そして売ることが当然大事で、売ることにもう少し力を入れたほうがいいんじゃないかということで私は一般質問を申し上げたというふうに思いますが、そのための棚を確保していくための今回のPR活動だ、そのためのキャラバンだということで理解をします。

じゃ、棚を確保するために、今回のこのキャラバン隊が行ってただPRするだけじゃなくて、具体的に、来年から売るという方が大阪のどこかで、じゃ、自分たちがここで今後は売っていこうというふうな、そこまで、そういうふうな取組ができるキャラバンなのかどうかかなと思ったんですよね。ただ単純に、うれしの茶はおいしいですよということを、そこへ来られた皆さん方にPRするためだけの事業なのか。それとも、いろんなデパート等のそういう棚を確保できるようなそういうふうなキャラバンなのか、そこら辺のキャラバンという意味がちょっと理解というかね、まだ私には伝わってこないんですが、そこら辺をもう少し市長のほうからでも答えられたらと思いますけど。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

私のほうからお答えします。

キャラバン隊の意味と申しますか、基本的に、棚をつくるのは非常に難しいと私も思っております。ただ、それでも、まずはこのキャラバン隊を皆さんと一緒に組んで首都圏に行って、うれしの茶をまず知ってもらおうということを先にやっていきたいなというふうに思っております。うれしの茶を知っていただくことによって、お客様が、ここでうれしの茶ないんですか、置いていないんですかと言ってもらって、そういった形の活動をしながら、棚を少し

ずつ増やせるような努力をしていければなというふうに考えているとでございます。

基本的に大きな産地もありませんので、デパート等にも入れることにしても、やっぱりロットの問題とか、価格の問題等で非常に競争力では負けると思っておりますので、まずはうれしの茶を知ってもらって、お客様からそこに何か置いてくださいというような要望をしていながらの棚づくりをできればなというふうに思っておりますので、とにかく、うれしの茶を知ってもらうということでのPRをどんどん重ねていきたいというふうに考えているとでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

私からもということでございますけれども、キャラバンというのはそもそも、まず、物を持って行って、そして、昔のシルクロードを歩くラクダのイメージをしていただければいいんですけれども、物を運ぶだけじゃなくて文化も運ぶというのがキャラバンというふうに名づけたところでもございます。まさに、今、お茶自体が飲まれなくなっていく中で、ライフスタイルも含めたところの提案をしていかなければなりませんので、私の知り合いとか、店舗をやっている人とか、何かそんな人のついででいこうというふうに、どうにもなるような時代ではなくなっている。ちゃんと売れるところであればあるほどそうであるというふうに思っております。お茶をその店で取り扱っていただける必然性をどれだけプレゼンできるかということであれば、私も含めて産地の皆さん大勢で、それぞれの側面から語っていただくのがやっぱり大事なことだというふうに思っております。

また、私たちが百貨店とかそこに直接行っても、そこにマージンなんていうのもなかなか払えるものではありませんので、私たちとしては、地域貢献であったりとか、そういったことを掲げている企業さんであったりとか、そういった販売事業者の既に棚を持っているところに、どうやってうれしの茶の存在感を高めて、また消費者にもPRして、消費者がたくさん寄ってきて買っていただく現場を見ていただくことで、うちでも扱っていいかなというふうに思いもさせるというので、ある意味では、本当にいろんなところを見ながら勝負を仕掛けていかなきゃいけないわけでございます。

私どもとしては、うれしの茶はおいしいね、よかったねで終わらせたくないものですから、とにかく、一つでも棚をつくれれば私は事業目的を達成したというふうに思っておりますし、今は九州限定の販売になりますけれども、この前もイベントの中で販売していただきましたけれども、大手のお茶飲料のメーカーさんが、今まで知覧茶とかそういったものしかなかったので、新たにうれしの茶というのを商品ラインナップに加えていただいて、これを中・四国とか、ふだん使いのお茶でも、そういったところでうれしの茶の名前が露出するように

やっていくとか、いろんなものをひっくるめて、この棚をつくっていくというのは、トップセールスというような華々しいものではなくて、本当に私が一人の営業マンとして動けるかどうかだというふうに思っておりますので、今後とも、皆さんの御理解もいただきながら、地道に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、9目．農業農村整備費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、農村地域防災減災事業2,220万円、主要な事業の説明書は13ページで質問させていただきます。

まず、通告では23か所の選定理由をお伺いしておりますけれども、その前に今回の補正、国からの追加補正ということですが、どうして今の時期の補正なのでしょう。

それと、この選定理由で選定の優先があると思いますけど、こういった基準での選定になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

補正の時期が、なぜ今なのかということでもあります。今回の補正については、令和6年度の要望の計画をしておりましたが、来年度予算がつくつかないかということで、先繰りして、今年度に関しては100%つくということでもあります。昨年度も、この時期に令和5年度としての、4年度繰越しとして受けております。

それと、選定についてですけど、今回補正で主に塩田町の久間地区のため池23か所を予定しております。調査においては、ため池を落として現況を調査するというので、その対応については、ため池管理者、また、生産組合に協力をお願いしております。そういうことから、ため池管理者の負担軽減のため、ある一定の区域をまとめて選定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

選定理由ということで、ある一定の地区をまとめてということですが、これまでもずっと調査はあっているわけなんですけれども、例えば、危険度が高いとか、そういうあれじゃなくても、地区ごとに、これまでも今後もそんなふうにして選定していくということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、頂いた資料の中では、調査してすぐ廃止とか、そういうことになっていると思うんですけども、例えば、調査してどうするかというのは、その地元の管理者の人とかと協議されるものなんでしょうかということも含めて、今後の計画とか、そこをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

緊急の場合という場合は、現在、地区など申出があって、それに関しては、佐賀県のため池サポートセンターと市の職員が現地を確認しております。その上で、維持管理方法とか改修の提案などを行っております。

それと廃止ですけど、最近は農家の減少によりため池を使っていないとか、利水がないということの場合は、一応廃止の方向でも提案をしております。

それと、今後の計画ということでもありますけど、この事業は令和4年度から行っております。現在までに29か所完了、また、今年度も発注しておりますので、実施中であります。残り70か所に関しては、県が定める令和9年度までに完了するという計画をしております。この計画に関しては、合同常任委員会での資料請求で、ハザードマップとか劣化状況調査、地震・豪雨耐性評価についての計画書を報告しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

頂いた資料によって見させていただいているんですけども、計画では令和9年度で、それがもしかしたらその計画の段階では9年ですけど、計画が延びることも考えなきゃいけないということもあるんですかね。

それと、もらった一覧で何も記載がない分は、どういうあれで調査計画に載っていないということなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

県のほうで、ため池特措法の分で計画を立てていただいております。それで、令和9年までに事業を完了するという事で事業を進めております。すみません……（「計画書の中で幾つか完了とか計画はあるんですけども、どっちも記載されていないところもあるんですけど、それはどう見たらよろしいんでしょうか」と呼ぶ者あり）

その記載されていないというところは、農業用ため池ということで防災重点農業用ため池に指定されていない分は劣化状況の調査をしないという方向で行っております。

それと、今後の廃止予定とか、その分を削除しております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

増田議員、午前中も指摘いたしましたけど、通告書を上げて1回目の質問は通告書に従ってしてください。今回も、何で今この補正予算が出たとか1回目で、あと話の流れでいくのはいいんでしょうけどけれども、1回目の質問は通告どおりをお願いします。（「すみません、気をつけます」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、37ページ、6款．農林水産業費、2項．林業費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出6款の質疑を終わります。

次に、38ページ、7款．商工費、1項．商工費から、44ページ、9款．消防費、1項．消防費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで、歳出7款、8款及び9款の質疑を終わります。

次に、45ページ、10款．教育費、1項．教育総務費から47ページ、10款．教育費、3項．中学校費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、48ページ、10款．教育費、4項．社会教育費について質疑の通告があります。

7目．文化財費について順次発言を許可いたします。大串友則議員。

**○2番（大串友則君）**

それでは、18節．負担金、補助及び交付金の補助金、伝統的建造物群保存対策事業、これは950万円の減額補正でございますけれども、今回は改修を断念されたことによる減額補正であるとのことですが、この改修はいつ計画をされて、いつの段階で断念されたのか、お伺いいたします。

**○議長（辻 浩一君）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（武藤清子君）**

お答えいたします。

今年度実施する事業を選定する際には、前の年度から幾つかの経路を経て選定しているものでございます。毎年、候補を把握するために、所有者さんに要望のアンケートを行っております。そして、所有者さんの意向をお尋ねしておりますが、今回の物件に関しては、令和4年度5月に実施したアンケートで、令和5年度に実施を要望されたものでございます。そのアンケートの結果を受けまして、関係者の方と現地を確認したり、伝建の審議会で審議を

していただいたりして補助金の交付の決定まで受けたものでございます。

しかしながら、今年の3月の末ですが、所有者さんから、修理を断念したいという申出がございました。それを受けまして、担当のほうと所有者さんとお話をお伺いしに行って、聞き取りをした上で今年度の修理は見送りたいということでお伺いしましたので、8月の伝建の審議会で諮りまして、承認を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

所有者さんの様々な理由により多分断念されたのかなと思いますけれども、計画の段階で、所有者さんが負担する分の額とか、そういうところが把握をされていた上で計画が進んでいたのかなというところがあるんですけれども、今後この所有者さんが、来年度以降また要望をされる可能性があるのか。

あと、この補助金を使って改修を望まれている方が、今大体何人ぐらいいらっしゃるのか、もし把握されていたらお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今回の場合は来年度の要望はございませんが、来年度以降、検討をして続けていただきたいというところで、こちら働きかけをさせていただきたいと思っております。

また、今年実施したアンケート調査では、また数件、来年度修理を実施したいというところも出ておりますので、今調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

そしたら、最後の質問になりますけれども、例えば、この事業を使って1年間の間に数件申請をすることができるのか。これは国庫補助金、県補助金が多分絡んできていると思うので、やっぱり計画されて実施されていくに当たって、こういう年間で950万円は結構大きな額かと思っておりますので、確実に実施をしていけるような体制を、関係者と話し合っ進めていってもらって、今後あまりマイナスの補正がないような形で進めていったらなと思っておりますけれども、最後よろしくお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

1つの年度に数件の実施というのは可能でございます。希望にできるだけ添いながら実施をさせていただきたいと思っております。

それで、所有者さんは個人の方がほとんどですので、事業については、よりきめ細かな説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、私も引き続き文化財費の負担金、補助及び交付金、伝統的建造物群保存対策事業につきましてお尋ねいたします。

1点目の質問は、先ほど御答弁いただきましたので、理解しました。

2点目なんですけれども、今回これが減額補正になったというのが、まずは順序でいうと、前年度から調査をして、要望を聞いて、どれをするか決定したということで、それを今年度補修するために当初予算を取られたということです。ただ、今年の3月末、直前なので、これが8月に伝建審議会で断念の承認をされたので、早くても9月に上げれるかどうか、タイミングとしては12月だったということで理解はできました。

先ほど課長の答弁で、年間複数件の場合もあったりですとか、来年度以降に実施したい調査もされているということで言われていましたけれども、今年度実施できなかった予算というのを、次年度以降に待たれている施主の方の予算的な——個人のものなので、予算的な兼ね合いもあると思うんですけれども、それを繰り上げて実施できたりはしないんでしょうか。そういったところの、こういう予算が余ったといいますか、減額するようにならないような手法といいますか、手段として、次年度以降に計画されている方に対してのアナウンスですとか、そういったものはどのようにされているんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この補助金の決定については、交付申請に記載した事業に対して決定をされているので、ほかの物件を差し替えて実施ということはできませんので、新規の申請が必要となります。

この文化庁の補助金の申請のタイミングは年間4回程度ございますが、まず、1次から3次までは、前年度に文化庁との事前協議が必要となっております。それから、最後の4次の



申請が11月なんですけれども、そこは、基本的には減額や内容変更の申請が主だというふう  
に認識をしております。

ただ、建物の倒壊や破損や緊急の場合とか、災害による被害があった場合を除きまして、  
次年度以降の修理予定の物件を繰り上げて新規に申請をするということはちょっと難しいの  
ではないかと考えておりますので、来年度予定をされている所有者の方へのアナウンスは  
行っておりません。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

いいですか。（「あとは大丈夫です」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、49ページ、10款．教育費、5項．保健体育費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出10款の質疑を終わります。

ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時15分 再開

**○議長（辻 浩一君）**

再開します。

休憩前に続き議案質疑を続けます。

次に、50ページ、11款．災害復旧費1項．農林水産施設災害復旧費について質疑を行いま  
す。

質疑の通告はありません。これで歳出11款の質疑を終わります。

次に、5ページ、第2表 継続費補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表 継続費補正の質疑を終わります。

次に、6ページ、第3表 債務負担行為補正について質疑の通告があります。

在宅当番医制事業に係る保険料について発言を許可します。大串友則議員。

**○2番（大串友則君）**

それでは、在宅当番医制事業に係る保険料の債務負担行為について説明を伺おうと思って  
出していたんですけれども、これは通告を出した後にいろいろ見ていたら、昨年度も3月か  
何かの補正で多分出ていたかと思うんですけど、もうちょっと前に遡ったらなかったりして  
いたので、この事業、制度がどういうふうになっているのかを説明してもらっていいですか。

**○議長（辻 浩一君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（小笠原啓介君）**

お答えをいたします。

在宅当番医制の事業ですけれども、休日における第一次救急医療体制の確保ということを目的とした事業でございます。嬉野市及び太良町が共同で実施をしております。

事業実施に当たりまして、医療事務、医療事故に備え、医療従事者へ保険をかけているという状況、この保険料でございます。保険には医師損害賠償責任保険、総合生活保険、これは傷害補償の保険ですけれども、それがありまして、嬉野市で2件分、太良町で1件分として計上をしておるところでございます。

令和5年度につきましては、嬉野市負担分が21万7,880円、太良町負担分が10万8,940円となっております。この保険期間というのが、各年度の4月1日から3月31日までの期間ということでありますので、一昨年度は債務負担行為をしていないんですけれども、この保険会社とのやり取りによりまして、その翌年度の前の3月中に保険契約を結ぶということになってまいりました。そこで、今定例会に債務負担行為として計上して、令和6年度前の3月に契約行為をしたいという旨で債務負担行為として計上したものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、この保険料というのは、嬉野市だけの負担分の保険料ということで考えていて大丈夫ですかね。それとも、嬉野市と太良町の分を合わせて、それを年度年度で太良町と交代して債務負担行為をしているのか。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

この保険料につきましては、太良町と嬉野市、おのおの負担をしております。先ほど申し上げたように、嬉野市が2件分、それから太良町が1件分、その分の負担をしております。この事務につきましては、3年の交代で太良町が3年やって嬉野がその後3年やるというような事務を順序立ててやっておりますので、令和6年度は嬉野市の当番ということで、それ全体の3か所分の保険料を計上しているというところでございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

次項、うれしの茶交流館の管理運営に係る委託料について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

債務負担行為で、うれしの茶交流館の管理運営に係る委託料でお尋ねいたします。

こちらは、今回、債務負担行為補正として明記された理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

うれしの茶交流館の管理運営、職員の派遣につきましては、開館から今年度まで市内の派遣会社との単独の随意契約で契約を毎年行ってまいりました。

今回の債務負担行為につきましては、新年度当初より職員の派遣を受けるものでございまして、令和5年度内に入札もしくはプロポーザルを行い、新年度の体制を整えるものでございます。安定した職員の確保、よりよい行政サービスにつながればと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、今回は職員の派遣に関してプロポーザルというか、それをされるということで理解していいんですかね。これまでは、どのような形で職員の方を派遣されていたんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

お答えいたします。

これまでは、市内の派遣会社と単独の随意契約で行ってございましたけれども、武雄のほうで派遣会社が数年前に新しくできまして、ほかの課でも武雄の派遣業者、嬉野の派遣業者との間でまた入札を行ったりとか、あと、チャオシルでも長期にわたる、館長また職員の不在というもので大分大変だったものですから、あと、指定管理を前にこのうれしの茶交流館「チャオシル」、計画をしているものですから、その前に、単独でなく複数の会社で入札等を行ってはという上司、茶業振興課総意ということで、今回、債務負担行為というふうに踏み切ったことでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認ですけれども、これまでは市内の派遣業者に随意契約をしていましたが、幅広く入札をしたほうがいいんじゃないかということ、5年度中にそれを行いたいということで

今回の債務負担行為の明記となったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（森 尚広君）

そのとおりでございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

先ほどの御説明で理解できましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで第3表 債務負担行為補正について質疑を終わります。

次に、7ページ、第4表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第4表 地方債補正についての質疑を終わります。

これで、議案第58号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終わります。

次に、議案第59号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第66号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの8件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第59号から議案第66号までの質疑を終わります。

次に、本日追加した、議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

通告の時間がありませんでしたので、通告なしで質疑を行います。

それでは、議案第67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

これは国保での減免の手続を自主的に行わなければならないということになるわけですね。これは、申請の煩わしさ等がないのかですね。

それと、また、どのような形で告知等をされるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられたように、減免を受けるためには原則、届出が必要というところ

で規定になっております。ただし、原則ということでありますので、この条文にもありますけれども、第24条の3の第4項「書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は届出を省略させることができる。」というようなことも明記しております。

また、届出がどうしてもできないような状況というときは、こちらのほうから職権をもちまして認定をするというようなこともできるというようなことでQアンドAには載っております。

この告知の方法でございますけれども、市報1月号において広報をする予定でございます。

それと、今後につきましては母子手帳交付の際に、保健師、看護師のほうから、こういった事業がありますということを紹介していただくようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（辻 浩一君）**

宮崎良平議員。

**○9番（宮崎良平君）**

社会保険等においては、流産、死産、こういったことに関しては、流産、死産した日を出産した日ということで捉えて、それこそこういう減免がされるというふうになっているわけですが、国保の場合はその対応はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（辻 浩一君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（小笠原啓介君）**

お答えいたします。

国保の場合も、先ほど議員がおっしゃられたことと同じと理解をしております。出産というのが、規定されてあるのが妊娠85日以上たっていれば大丈夫というところで明記しております。

また、死産、流産、人工中絶も含むんですけれども、早産された方、こちらを対象とするというようなQアンドAになっておりますので、ここら辺を見極めながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案67号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第68号 令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。大串友則議員。

**○2番（大串友則君）**

議案第68号の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）支給事業なんですけれども、これは申請から給付までの流れを簡単に説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

対象者につきましては、嬉野市の課税情報を用いて、嬉野市の課税されている方については把握ができますので、電算センター等の情報等を基に、対象世帯のリストを作りまして、それで、確認書及び申請書というものを送りまして、例えば、それに前回の給付金の口座情報とかも書いておりますので、それで変更なければ「変更なし」とかチェックをしていただいて提出をしていただくということにしております。

それを、同封しております返信用封筒により送付、あるいは直接持参して提出をしていただいて、それをまた市役所のほうで確認をいたしまして、それで間違いのないのであれば振込の手続を行うということで考えております。前回と同様のスキームで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

例えば、前回3万円の支給をされたときの実績に応じて、これをプッシュ型ですとか、そういうふうな考え方は今回できないのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

全く同一の内容であればそれも可能かと思えますけれども、今回、予算の費目も別で管理をするということが国から来ておりますし、先ほど御説明しましたように、例えば課税世帯から課税されている被扶養者等、前回はその要件がございましたが、今回はそれがありませんので、その要件が全く一緒ではないものですから、その確認も含めて、それぞれ確認書等を出していただいて支給するということになりますので、今回はプッシュ型というのとは考えておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

それでは、このシステム改修というのは、先ほど言われたものに対するシステムの改修ということでいいんでしょうか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

本給付金のシステムについては、前年度から総務課のときからこういった福祉の給付金というのがありまして、それをこの前の6月のときにもこちらの給付金用のシステム改修をいたしております。

そのシステムをまた使って今回いたしますので、先ほどの言った被扶養者の関係とかの、そういった変更になった分の改修を行うことになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

そしたら、このシステムの改修をすると。この改修の今までやってきたものの蓄積というものがあるわけじゃないですか。そこに関しては、また次そういった同じものがあったら使えるということですか、そのシステムというのは。そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

今後もこのような給付金が来年度もあったりすれば、それと、給付要件とかスキームが一緒であれば、このシステムは随時更新して使えるものと思いますけれども、そこは国の制度がまた全く新しい制度、給付金とかになれば、そこを今のシステムを使うか、また新しくつくるのかというのは判断あるかと思います。ですので、今後のことについては、今後の給付金がどうなるかによってですので、今のところはちょっとはっきりお答えできないところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

同じところで私も質問をさせていただきます。この給付に関しては、スムーズな給付が進むことを希望しつつも、ただいま宮崎議員もおっしゃったこのシステム改修に関しての確認なんですけど、構成市町での負担ということで今回も約250万円ほどシステム改修の費用がかか

るわけですが、今までにも、こういった新しい事業のときにシステムの改修ということで、ここの課に限らず見受けられたかなと思うんですけど、電算センターに処理を委託している中で、電算センターそのものでこのシステム改修を行えるオペレーターさんというか、そういった方はいらっしゃるんでしょうかね。これを年間、委託料という形で上がってくるが見受けられるんですけど、そういった費用を考えると、構成市町、もしくは数年分までもいかなくても、そういった方をお一人、専門的な方を派遣なり、新しく入れられるような形ででも対応できなかったのかなと、そういうお話しはされなかったのか、そこを確認いたします。このシステム改修に関しての委託料ということで。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 36 分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

電算のほう雇ってできないものかというふうな質問ということでよろしいですかね。

今、市町村から派遣している職員については、自分でプログラムを開発してできるような職員は恐らくいなかったかと思えます。電算センターで雇われているプロパーの方が 2 人いらっしゃるだけで、全体の業務の把握をしているので、その個別のプログラムのシステム改修はちょっと望めないかなというふうに思っております。

その中で、今、電算センターが基幹システムを入れている業者がありまして、その業者にそのシステムの一部を使って住民票の情報とかを利用して出すようにしています。当然その業者一択というふうなことになるかと思えますので、それ以外の方法だとできないのかなというふうなことでは思っております。当然、構成市町村の会議の場でこういうふうなお話しもしなければならぬとは思いますが、何にしても政策が急に入ってきて、ばたばたとしてやっていかなきゃならないものですから、その辺は苦慮をしているというふうなところでは。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

すみません、補足をいたします。



先ほど部長が言いましたように、通常の業務であれば、そういったものであれば多少の更新とかはそういった対応ができるかもしれませんが、この今回の給付金とか、こういった国の制度に基づいて短期間でする必要があるとかになると、やはり外部へ発注する必要があるというので、こういったシステム改修を緊急にする必要があると思います。

それについては、国庫補助がこういった形で10分の10、交付金ですけれどもありますので、それを利用してしたほうが有効であるということもあるかと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

説明は十分理解できました。要するに、今回は創生交付金での事業ですので、直接市町が負担というのは避けられているわけですけれども、特にこういったシステム改修なりが度々出てくるということであれば、最近、事業から少し外れるとは思いませんけれども、いわゆるIT企業あたりからの人材の派遣とかというのも今、全国でも言われている状況ですよ。そういうものの活用をさせていただきたいなことが、こういった電算センターあたりでの協議の場でも展開されればもう一つ進んでいく、そういった意味の人材を急遽でも派遣していただけるような、そういう話合いもできるのではないかなと思いましたので、この件に関して御質問したところでした。何かそのことで、今後について参考になればというか、検討できるものであれば御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられたことにつきましては、今後いろいろな部会等が開催される予定となっておりますので、そのときを見計らって、電算さんの方に相談してみることは可能かと思えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は、この施策については低所得者に対して7万ということで、皆さん楽しみに待っているというような状況、現場はそうなんですよ。やっぱり年内に期待されている方もいらっしゃるということで、予算そのものは国から、国会で決裁されてぎりぎりに下りてきている

んですけれども、事前にこういう形での施策があるということは分かっていたと思うんですけれども、そういうことも含めて、年内にこれが皆さんに行き渡るような方法が考えられなかったのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

概要は11月2日に出ておりましたけれども、正式に決定したのが11月29日の国会で議決というものもありまして、少し中身の細かいところなどが、システムをつくる上でもそこら辺がはっきり決まらないとできないということで、先ほど申したシステムの改修の関係のプログラム等ができるのがもう少し時間がかかるということで話を聞いております。そこら辺ができないと、その後の確認書等の発送がこちらの市のほうではできませんので、それができないとなかなか動けないというところもあります。

そのシステム改修をした上でデータのセットとか確認をしてから、うちのほうでは封入封緘業者に委託をしながら発送の準備をすることになりますので、年内でそこまでの業務までいけるかどうかということが1つございます。

あと、どうしても年末年始ということで、年賀状とかの関係で郵便局とかもその時期は大量の持込みが——うちがぎりぎりに持っていても、なかなかできないというのもあります。先ほどの分と併せてこちらのほうも何とか年内に発送できないかとは考えていたところでございますけれども、そういった事情で年明けにならざるを得ないところはちょっと心苦しいところでありましてけれども、その後の処理を迅速に進めて、早期に発送をして、なるだけ1月の早いうちにでも1回目の支給をしたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

とにかく、なるだけ早めにということでお願いしたいと思います。

そこら辺については、議会としても、もし例えばこれを先に採決して、それで時間ができることによって年内に皆さんに届けることができるとか、そういった部分がもしあったら、しっかり私たちも協力していきたいと思っておりますので、今後そういうことも頭に入れて、なるだけ皆さんの手元にいち早く届くような、そういう考え方で進めていただきたいと思います。市長、この点について一言だけ。

○議長（辻 浩一君）

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

これは国の事業でもありますので、専決処分という手もなくはなかったんだろうなというふうに思いますが、開会しているところに専決処分を放り込むというのは、やはりいささか悪しき前例となり得るのではないかということで、手順を今回は踏ませていただいたこととあります。議決の順序とか、そういったところについては、今後、議会とコミュニケーション、キャッチボールを図りながら対応を検討したいというふうに思っております。

以上でございます。（「いや、私が言ったのは、今は議会中ですので、専決を求めたんじゃないくて、専らじゃなくて先の決……」と呼ぶ者あり）先決……（「うん、先の決ですね、専らの決じゃなくて、先議ということで理解していただければと思います」と呼ぶ者あり）

先ほど、その時期についてはというのは、それは先に採決をいただくということ、提案の時期も含めて、今後、事務局を通じて、議会ともキャッチボールをしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（辻 浩一君）**

福祉課長。

**○福祉課長（山口貴行君）**

すみません、先ほどの答弁でもちょっと、再度になりますけれども、やはりうちのほうが独自でシステムの改修がなかなかできないということで、杵藤電算センター、広域のほうでしておりますので、そこが終わらないとできないという、うちのほうもちょっともどかしさもあります。うちの都合だけで何とかできないということもありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（辻 浩一君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、議案第68号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を終わります。

次に、議案第69号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案69号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

次に、議案第70号 嬉野市教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。

教育長は退席をお願いいたします。

〔杉崎士郎教育長 退席〕

それでは、質疑ありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

1点質問をさせてください。教育長が多岐にわたって、嬉野市に限らず、佐賀県全体に与えられた功績というのは物すごい大きいものだと思う市民の皆さんも十分理解をされているかなと思いますけれども、今回、継続に至った経緯をよければ教えていただきたい。例えば、市長が熱望されて望まれたのか、はたまた教育長がまだやり残したことがあって継続を望まれたのか。そういうところの経緯を聞かせていただけたら。お願いします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

私、市長の任命でございますので、私がこれまでの教育についての御功績、そしてまた、今後、教育についても必要な人材と判断したから上程をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第70号 嬉野市教育委員会教育長の任命についての質疑を終わります。

入場をお願いいたします。

〔杉崎士郎教育長 入場、着席〕

次に、議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第71号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では12月11日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、11日は休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月11日は休会とすることに決定をいたしました。  
本日はこれで散会いたします。

午後 2 時50分 散会